

事業事前評価表

国際協力機構 産業開発・公共政策部

1. 案件名

国名：インドネシア共和国

案件名：ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

Project on Intellectual Property Rights Protection and Legal Consistency for Improving Business Environment

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における知的財産権制度を始めとしたビジネス関連法／制度の現状と課題

インドネシアは外国直接投資の拡大も追い風に近年着実な経済成長を遂げてきた。一方、世界銀行のビジネス環境比較レポート「Doing Business 2015」では189か国中第114位（ASEAN諸国中では下から四番目）に位置付けられ、ビジネス環境を改善する意義は大きい。知的財産権制度を始めとしたビジネス関連制度の整備やビジネス関連法令間の整合性は、企業による円滑なビジネス活動を担保する上で不可欠なものである。知的財産権制度に関し、商標は商品の販売・流通に重要な要素であり、特許などは企業・個人の創造を奨励するものであり、企業の成長を促すものである。特に、商標については、2010年以降、国内の企業からの出願が年4万件を超え、法務人権省知的財産権総局に提出される出願の大半を占めるようになっている。これは商標の重要性が国内企業にも広く認識されつつあることの証左であり、知的財産権の保護がますます強く求められているといえる。

また、ビジネス関連法令間に不整合がある場合や、具体的な細則が制定されない場合には、各種申請手続きを円滑に進めることが困難になる。手続きの途中で予測不可能な対応を余儀なくされるなど、法律の執行・運用上の予見性・信頼性が低下し、企業にとって法務リスクが高まる。これらにより、インドネシアにおける企業の円滑な経済活動が妨げられ、インドネシアの経済成長に悪影響を及ぼす懸念がある。

1) ビジネス関連法令間の整合性に関する課題

法務人権省法規総局が立法プロセスにおいて、ビジネス関連法令を含めた法案の各法令間の整合性を確保する役割を担っている。しかし、人材不足や不十分な技術により、新たな法令の作成や既存の法令の改訂に際して整合性

を十分に審査できなかつたり、審査に時間を要したり、矛盾した法令が成立したりしている。そのため、起草・審査プロセスの見直しや、その結果を踏まえた執務参考資料の作成、既存の関連法令との整合性の審査機能の向上等を通じ、起草・審査担当者が適切かつ効率的に実務を行うための環境を整備することが必要となっている。

2) 知的財産権制度に関する課題

我が国はインドネシアに対して知的財産権に関する協力を 1995 年から行ってきた。過去の JICA の協力においては知的財産権行政全般に関する助言に加え、審査官の能力強化、知的財産に関する情報を一般に提供するためのシステムの開発に関する支援を行ってきた。これらの協力により、インドネシアにおける知的財産権保護に関わる人材の育成が進み、知的財産情報へのアクセスが容易になり、知的財産に対する認識は高まりつつあるが、以下のような課題がある。

第一に、知的財産法改正法案が国会審議待ちの状態が続き、同法案の執行手続を具体化させる施行細則やガイドライン等の運用面の整備が遅れ、審査結果のばらつきが指摘されている。国際的な枠組を含めた知的財産制度や技術に精通した審査官の育成など、審査の質や権利取得の予見性の向上に向けた取り組みを強化する必要がある。このため、インドネシアにおける知的財産権の保護を推進する役割を担う知的財産権総局における運用面の制度整備と適正な運用を行える人材の育成は急務となっている。

第二に、法執行のうち訴訟を担う裁判所においては、知的財産事件の処理の予見性向上が求められており、高い水準の知的財産事件に関する裁判官向けの研修プログラムの構築が必要となっている。また、知的財産事件に関する透明性についても課題があり、知的財産事件に関する情報の公開や裁判手続の整備などの対応を検討する必要がある。

第三に、知的財産権侵害物品の取締に関し水際取締については、「一時的差し止め命令に関するインドネシア共和国最高裁判所規則第 4 号」、「仮処分決定に関するインドネシア共和国最高裁判所規則第 5 号」が 2012 年 6 月に公布され、権利者が裁判所に対して知的財産権侵害物品の差止・保全を申請できるようになったものの、2015 年 3 月時点で申し立てはほとんどなく、関税総局、裁判所、知的財産権総局が連携してより実効性の高い法制度の構築・運用を図っていくことが必要となっている。また、国家警察と 2010 年に設置された知的財産権総局捜査局とは相互に連携して知的財産権侵害物品の取締を実施しているが、同局への相談件数は年間 30 件程度しかなく、同局の窓口サービスの更なる改善が期待されている。

(2) 当該国における知的財産権制度を始めとしたビジネス関連法／制度の政策と本事業の位置づけ

インドネシアの「中期国家開発計画(2010-2014)」における 11 の優先政策の 1 つに「投資・ビジネス環境整備」が掲げられており、法制度の調和化が主要課題とされている。また、インドネシア政府は、2006 年に同国における知的財産権の侵害対策を検討し、かつその実施において生じる様々な問題を解決することを目的とした大統領令（2006 年第 4 号）を公布し、知的財産権総局を事務局とし、経済担当調整大臣府、法務人権省、商業省、工業省等多数の省庁幹部をメンバーとする国家 IPR タスクフォース（国家 IPRTF）を設置しており、国を挙げて知的財産の保護に取り組む姿勢を強く打ち出しており、本事業はこれらのインドネシア側の政策や取り組みを後押しするものと位置づけられる。

(3) 知的財産権制度を始めとしたビジネス関連法／制度に対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の「対インドネシア共和国 国別援助方針」（平成 24 年 4 月）には、インドネシア援助の重点分野として、「更なる経済成長への支援」が掲げられ、民間セクター主導の経済成長の加速化を図るため、アジア地域の経済連携の深化も踏まえた各種規制・制度の改善支援を実施することにより、ビジネス・投資環境を改善する方針が記載されている。また、同方針の留意事項には、ビジネス・投資環境改善を促進するためにも、法的予見性・安定性の向上を含むガバナンスの改善が重要との指摘がなされている。

「インドネシア共和国 JICA 国別分析ペーパー」では、インドネシアの主な開発課題において、ビジネス・投資環境を整備することで、成長のペースを維持・加速することが喫緊の課題と分析されている。また、ガバナンスの課題として、法律のほかに下位法規が多数発布され、その整合性に問題があることが指摘されている。以上より、本事業は、我が国及び JICA の援助方針に整合するものである。

これまで JICA では、複数のプロジェクトでインドネシアの知的財産権制度をはじめとしたビジネス関連法／制度の整備を支援してきた。「知的財産権保護強化プロジェクト」（2011 年～2015 年）により、審査官の育成に加え、執行機関の機能向上、知的財産の活用促進を支援している。また、「和解・調停制度強化支援プロジェクト」（2007 年～2009 年）では、裁判における和解・調停制度の改善に取り組んだ。

(4) 他の援助機関の対応

・国連開発計画（以下、「UNDP」）が、「Support for Reform of the Justice Sector in Indonesia」を2014年から5年間の予定で実施している。「法の支配」の強化を通じて、司法制度に対する市民の信頼を向上させることを目指すもので、①司法制度に対する内部及び外部の監視メカニズムの強化、②司法研修所の機能強化や裁判官及び裁判所職員の能力強化、③人材及び組織マネジメントの強化、④事件管理制度や司法手続きの改善、の4つのコンポーネントから構成される。本事業は、司法制度の中では知的財産事件に特化した協力となるため、このUNDPプロジェクトと重複することはない。

・UNDPは、上記に先立ち「Enhancing Communication, Advocacy and Public Participation in Legal Reform (CAPPLER) Project」を2006年から2009年までの4年間実施した。このプロジェクトは、①メディア、一般公衆に対する基本的人権や法律に関する情報発信能力の強化、②州・地方政府職員の法律起草能力の強化を目的として実施され、法令の整合性にかかるガイドラインが2008年に作成された。本事業においても、法令の整合性にかかるガイドラインの整備を行うが、2011年に施行された法令作成に関する法律に対応するよう2008年のガイドラインの改訂、又は新規ガイドラインの作成を行う予定であるため、このUNDPプロジェクトとの重複はない。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、インドネシアにおいて、知的財産の審査の質の向上、知的財産事件の処理の予見性の向上、各執行機関の執行・取締体制の改善、知的財産法を含むビジネス関連法令の起草・審査における整合性を向上させる手続きの整備等を支援することにより、知的財産権制度について法的整合性を向上させ、知的財産権を保護する体制の強化を図り、もって知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性及び法執行手続の改善に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

ジャカルタ首都圏を中心とするインドネシア全土

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：法務人権省（知的財産権総局、法規総局）、最高裁判所、財務省
関税総局、国家警察

最終受益者：現地法律事務所、現地企業等

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2015年10月～2020年9月を予定(計60ヶ月)

(5) 総事業費（日本側）

5.4億円

(6) 相手国側実施機関

- 法務人権省知的財産権総局（知的財産の審査の質の向上、各執行機関の執行・取締体制の改善）
- 法務人権省法規総局（ビジネス関連法令（知的財産法を含む。）の起草・審査において整合性を向上させる手続きの整備）
- 最高裁判所（知的財産事件の処理の予見性の向上に関する活動の実施）

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣(合計 約260M/M)

- 長期専門家：知的財産権保護・執行強化、裁判官育成・知的財産権執行強化、法的整合性向上、業務調整
- その他短期専門家

② 研修員受入

- 知的財産審査、知的財産権執行、知的財産事件、法令の起草・審査等

③ 機材供与

- コピー機等

2) インドネシア側

① 法務人権省知的財産権総局

- プロジェクト・ディレクター：知的財産権総局長
- プロジェクト・マネージャー：協力促進局長
- その他のスタッフ（プロジェクト・メンバーなど）
- プロジェクト事務所

② 法務人権省法規総局

- プロジェクト・ディレクター：法規総局長
- プロジェクト・マネージャー：普及・広報・協力局長
- その他のスタッフ（プロジェクト・メンバーなど）
- プロジェクト事務所

③ 最高裁判所

- プロジェクト・ディレクター：最高裁判所長官補佐

- プロジェクト・マネージャー：司法研修所技術事項担当課長
- その他のスタッフ（プロジェクト・メンバーなど）
- プロジェクト事務所

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ① カテゴリ分類 C
- ② カテゴリ分類の根拠

本事業は、特段の環境影響が予見されないセクターであり、かつ「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月制定）に掲げる影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリ C に該当する。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

特になし

3) その他

特になし

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

JICA の援助活動は以下のとおり。

- 知的財産権保護強化プロジェクト（2011 年～2015 年）
- 工業所有権行政改善プロジェクト（フェーズ 2）（2007 年～2010 年）
- 工業所有権行政改善プロジェクト（フェーズ 1）（2005 年～2007 年）
- 和解・調停制度強化支援プロジェクト（2007 年～2009 年）
- 法廷と連携した和解・調停実施研修（2009 年 11 月）

2) 他ドナー等の援助活動

UNDP が以下の援助活動を実施している。

- Support for Reform of the Justice Sector in Indonesia(2014 年～2019 年)
- Enhancing Communication, Advocacy and Public Participation in Legal Reform (CAPPLER) Project (2006 年～2009 年)

本事業で法令の起草・審査のための調整手続に関する執務参考資料を作成する際、CAPPLER において作成された法令の整合性に関するガイドラインの活用を検討する。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標：知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性及び法執行手続が改善する。

指標 1：起草・審査プロセスに関する執務参考資料に則って制定されたビジネス関連法に対する事業者及び法曹関係者の整合性評価。

指標 2：知的財産法を含むビジネス関連法に基づく各種手続についての事業者、弁護士等の評価。

2) プロジェクト目標：知的財産法について法的整合性を向上させ、知的財産を保護する体制が強化される。

指標 1：知的財産権の取得手続き、執行手続きについての出願人、権利者、弁護士等の評価。

指標 2：起草・審査プロセスについての法務人権省職員の評価。

3) 成果

成果 1：知的財産の審査の質が向上する。

成果 2：知的財産事件の処理の予見性が向上する。

成果 3：各執行機関の執行・取締体制が改善する。

成果 4：ビジネス関連法令（知的財産法を含む。）の起草・審査において整合性を向上させる手続きが整備される。

5. 前提条件・外部条件（リスク・コントロール）

(1) 前提条件

- 知的財産法に関わる省庁からの協力が得られる。

(2) 外部条件

<成果>

- インドネシアにおいて知的財産の保護体制が継続・維持される。
- インドネシアにおいて法律の制定手続が継続・維持される。

<プロジェクト目標>

- 知的財産法に関わる政府の関連機関に変更がない。

<上位目標>

- インドネシアにおいて、ビジネス関連法制度整備の重要度が低下しない。
- 全てのビジネス関連法が起草・審査プロセスに関する執務参考資料に則って制定される。

6. 評価結果

本事業は、インドネシアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

インドネシア「知的財産権保護強化プロジェクト」(2011年4月～2015年4月)においては、水際取締に関する最高裁判所規則に基づいた申請が一件もないことを踏まえ、運用面の制度整備が不十分であるなど同規則に関する課題が指摘された。よって、知的財産権総局、最高裁判所など同規則と関係のある機関を巻き込み、同規則の運用上の課題を特定・共有し、同課題を解決するための活動計画を策定すべき、との指摘がなされた。

(2) 本事業への教訓

本事業においては、知的財産法細則や水際取締に関する最高裁判所規則の整備を通じ、運用上の課題の解決にあたる予定であるから、知的財産権総局、法規総局、最高裁判所など関係機関を巻き込みつつ、同細則や同規則の整備にあたり、実効性の高い運用制度の整備を目指す計画とした。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4.(1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年度 事後評価